

平成 29 年度社会福祉法人敬真福社会事業計画

I. 基本理念

1. 利用者の興味や関心を広げるため、できる限り多様な社会経験を体得させ、**意欲的な生活**ができるよう支援します。
2. 利用者の意思表示を尊重し、**喜びや生きがいのある生活**ができるよう支援します。
3. 利用者の個々の**能力・特性を伸ばし**、社会生活または社会復帰ができるよう支援します。

II. 基本方針

1. 利用者の意思を尊重し、主体性を重んじる支援
2. 質の高い福祉サービスの提供と活力ある職場づくり
3. 地域福祉の推進と施設機能強化
4. 財務基盤の安定化

III. 実施事業

1. 障がい者支援施設 風の丘 の経営
事業の内容（生活介護 50 名、施設入所支援 40 名、短期入所併設型 4 名）
2. 共同生活介護、共同生活援助事業所「みどりの丘」の経営
定員 12 名 みどりの丘（女子 5 名）、みどりの丘第 2（男子 7 名）
3. 特定相談支援事業所（平成 27 年 10 月 1 日開設）の経営

IV. 理事会、評議員会・監査

1. 理事会
 - ①第 1 回新理事会（4 月 1 日開催）
理事長の互選及び職務代理者の順位（案）等についての審議
 - ②第 2 回理事会（6 月）
平成 28 年度事業報告及び決算報告（案）、規程の改正等の審議
 - ③第 3 回新理事会（6 月）
理事長の互選及び職務代理者の順位（案）等についての審議
内部監査員の選任（案）について
苦情処理・虐待防止第三者委員及び個人情報管理委員、危機管理委員、施設整備委員の改選（案）
について
 - ④第 4 回理事会（11 月）
第 1 次補正予算（案）、規程の改正等の審議
 - ⑤第 5 回理事会（3 月）
第 2 次補正予算、30 年度事業計画及び当初予算（案）について、規程の改正等の審議

⑥その他必要に応じ、実施する。

2. 評議員会

①第1回評議員会（6月）

平成28年度事業報告及び決算報告（案）、規程の改正等の議決
役員の選任（案）について

②その他評議員会議決事項を審議する場合臨時に開催

3. 監査

①内部監査（第1回11月、第2回30年3月、第3回30年5月）

②監事監査（29年5月）

③会計監査（年間6回5月7月9月11月1月3月 名南経営）

V. その他の委員会

1. 施設整備委員会（随時）

2. 危機管理委員会（7月）

3. 苦情処理委員会（8月）

4. 個人情報管理委員会（随時）

5. 虐待防止委員会（8月その他随時）

6. 評議員選任解任委員会（次期評議員改選の前）

VI. 事業計画

（風の丘施設整備）

平成14年に施設が移転して15年目を迎え、施設の傷みが多くなってきているので当初予算の中で、修繕費に計上する金額の比率を高く設定する。

・施設周辺の土地整備事業

昨年から2か所の土地の整地を行っており、工期の延長に伴い29年度の完成を予定している。

一か所は、職員の専用駐車場として使用し、もう一か所は、利用者の運動場として使用する予定であり、運動場については、第2期工事として整備する予定である。

障害者支援施設 風の丘事業計画

(運営方針)

障害者総合支援法に基づく福祉体系のうち、生活介護、施設入所支援、短期入所併設型の事業と地域生活支援事業の日中一時支援を実施し、それぞれのサービスを提供するにあたっては、明るく笑顔を持った支援を基本に利用者の立場に立った支援、望ましい人間関係の育成や情緒の安定を図るため利用者の状態や意向などに応じた支援体制の整備に努め、一人ひとりの心身の状態に応じた専門的サービスを提供します。

(サービスの概要)

1. 生活介護事業

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する利用者に、身体機能又は生活能力の向上のために必要な余暇活動、趣味的活動、健康活動、機能訓練等の各種プログラム援助を行います。

2. 施設入所支援事業

風の丘に入所する利用者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

3. 短期入所事業

居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

4. 日中一時支援事業

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る支援を行います。

(事業の重点事項)

I 利用者への良質かつ適切な福祉サービスの提供

1. 人権擁護の徹底

①人権擁護と虐待防止の意識の徹底

職員は、教育研修の実施により、職員行動規範及び行動基準の遵守と利用者の人権擁護と虐待防止に努めます。

②苦情・相談への適切な対応

法人の苦情処理規程に従い第三者委員の活用を図りながら利用者・保護者からの苦情要望を汲み上げ、相談者の立場に立った苦情への速やかで適切な解決に向けた取り組みを行います。

③成年後見制度等の活用

保護者や職員の制度理解を促すと共に制度利用が必要な利用者については、関係機関と十分に連携して、後見申立の支援を進めます。

④説明と同意の徹底

福祉サービスにあたっては、サービス内容に関する十分な説明を行い利用者の意向や自己選択を尊

重します。

⑤個人情報の保護

法人の個人情報保護規程及び特定個人情報管理規程に基づき、適正な保護に努めると共に、利用者のプライバシーを守る環境づくりを進めます。マイナンバー保管管理を徹底し、管理者は、施設長と事務長が行います。

2. サービスの質の向上

①利用者個々にアセスメントを行い、利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成して、利用者本位のサービスの提供に努めます。

②サービス管理責任者によるサービス提供

サービス担当者会議を随時開催し、モニタリングや支援計画の見直しを適切に行い、個別支援計画に基づくサービスを提供します。本人、保護者、後見人等の参加支援会議に努め、支援目標の達成に向けた支援を行います。

③利用者満足度の向上

利用者及び保護者等の意見・要望について、把握に努め迅速に対応し、サービス内容に反映させます。

④生活介護事業の充実

利用者高齢化に対応する創作及び生産活動内容の検討及び平成 24 年度から設置した C グループでは、理学療法士等の専門家からの助言に基づき利用者の年齢や心身の状況に応じた機能訓練や健康体操等の活動内容の定着を図り、介護予防に努めます。また活動の充実を図ります。

⑤安心・安全なサービスの提供

日常の危険個所の点検を行うと共に、ヒアリハットを活用し、それを職員に周知させ、リスクマネジメント委員会で検討を行い、サービス提供過程における事故の未然防止に努めます。また、法人の危機管理委員会において報告をし、組織として危機管理体制の強化に努めます。

⑥職員の教育・研修の充実

職員の資質向上のため、様々な研修（別紙）は勿論、職場内では職員同士の日常の仕事への取り組みを通して、必要な知識・技能等を磨き、より高いサービス向上に努めます。

3. 生活・支援環境の整備・向上

①衣食住の環境の充実

衣食住の環境整備の充実を基本とし、食事をとる環境について、より家庭的な雰囲気環境づくり、嗜好調査を実施し利用者の要望を把握し、衛生的かつ病状や身体状況に適した安全でおいしい食事の提供に努めます。また、衛生面に関しては、全員毎日入浴の実施、衣類管理の徹底、歯磨きの援助等の支援を充実させると共に、定期的な良質の寝具の取り替えなど、やすらぎのある暮らしの創造に向け環境改善に努めます。

②日常の防災訓練

利用者全員が速やかに避難できるよう、利用者の重度化高齢化に対応した創意と工夫のある訓練に努め、併せて防災設備が、有事に際し有効に機能するように日常の保守点検を行います。また、大規模地震想定に対応したマニュアルを作成し、それに適した訓練を行います。

③感染症の予防

利用者個々の状況把握により、インフルエンザやノロウイルス等の感染症予防、疾病の早期発見及び発生時の適切な対応に努め、医療関係との連携を密にし、安全で健康な生活を送れるよう支援します。また、職員の自己管理の徹底を図ります。

4. 地域との関係・促進

①地域住民と利用者の交流促進

ボランティアの積極的活用を進めるため受け入れ態勢を整備し、受入数の増加を図り、利用者との直接的な交流を進め、育成と活動支援に努めます。また、施設間の交流や小学校との交流会に積極的に参加をします。

②地域との連携

地域で行われるさまざまな行事や活動について、利用者の個別的状況に配慮し、より多くの利用者が参加できるよう支援に努めます。

③地域貢献

風の丘の持つ人材や施設・設備などの資源を活用し、地域住民の頼りになり地域の拠点の一つとなり平時・緊急災害時を問わず地域住民への貢献活動の普及促進を図ります。

II 地域福祉の推進と施設機能強化

1. 施設機能の地域提供

①地域福祉拠点としての施設強化

在宅での生活を支えるサービスの提供として、短期入所の受け入れを行います。また、グループホーム入居者への支援体制の充実を図ります。

②実習生の受入れ

中学・高校・大学・専門学校・社協等からの実習生を積極的に受け入れ、障がい者福祉に対する理解を深めていただき、福祉人材の養成に努めます。

2. 地域とのコミュニケーションと説明責任の徹底

①情報の開示

積極的な情報開示と情報提供に努めホームページによる施設情報の提供に努めます。

②苦情・相談内容の公表・説明

利用者等から寄せられた苦情・相談内容について、当事者の同意を得た場合は公開します。

③情報管理の徹底

法人の個人情報管理規程及び特定個人情報管理規程を基に、情報の管理を徹底します。

III 人材育成と働きがいのある職場づくり

1. 人材の確保・育成

①人材の育成及び後継者の養成

職員一人ひとりが自分自身の力を十分に発揮し、積極的・主体的に施設運営を担うことができるような人材を育成し、後継者を養成します。

②人材の確保

特に夜間及び食事前後における利用者支援を充実させるため、夕方から就寝前までと食事前後の短時間労働者の確保に努めます。

③研修の実施

質の高いサービスを提供するため、他施設での実地研修等を計画的に実施、障がい者支援に関する知識・技能の習得に努めます。また、危機管理における重要な救急法の研修・実習を年2回行う他防犯対応の研修の実施し知識・技能の習得に努めます。

④資格取得の奨励

福祉専門職として必要とされる社会福祉に関する国家資格取得や障がい者総合福祉法に係る研修への参加及び介護支援専門員の資格取得を奨励します。

2. 職員処遇の向上

①職員の安全と健康の確保

労働関係法令遵守と適切な労務管理により、職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境づくりに努めます。労働災害の防止及びセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の防止等に努めます。

②労働時間の適正管理

超過勤務等記録簿の職場への定着を図ると共に時間外労働の縮減とサービス残業防止の徹底、労働時間管理適正化に努めます。

③仕事と私生活両立への配慮

有給休暇取得を促進することで仕事と私生活両面に配慮した職場環境の確保に努めます。

3. 働きがいのある職場づくり

①コミュニケーションの充実

仕事を通して、職員同士の円滑なコミュニケーションを図ることにより、すべての職員が働きがいをもって安心して仕事が続けられるような職場づくりを進めます。

IV信頼される組織運営と経営基盤の安定化

1. 法令遵守の徹底

①法令遵守の推進

就業規則に挙げる遵守すべきルールを逸脱しないために法令遵守を推進する体制を整備します。

②預かり金の適正執行

利用者の預かり金規程に基づき、適正な執行確認を行うため、職員相互の点検を徹底し、チェック機能を強化します。

2. 経営基盤の安定・強化

①収益の確保

生活介護利用者定員の充足により収益を確保し、経営基盤の安定化・強化を図ります。

②財務状況の進捗管理

福祉サービスの提供管理や収支計画の作成及び毎月の収支確認を実施し、利用者負担金の適正な財務管理に努めます。また、収支と財務状況を会計事務所から2か月に1回来ていただき、事業の進捗状況を管理します。(平成26年度に新会計基準に移行済)

③コスト削減の意識づけ

全職員が無駄なコストを省くような意識を養い、効率的な業務の推進に努めます。

④役員等報酬及人件費のコスト削減

法人役員及び評議員等の報酬及び人件費のコスト削減に努めます。

(事業の援助内容)

I. 生活介護 (暫定)

1. 生産活動・機能訓練等の支援

利用者の興味・関心・能力や身体状況に応じた機能訓練を取り入れたグループ活動でサービスを提供し、生活に張りを持たせると共に意欲の向上を図る。

Aグループ活動

利用者個々に有する興味・能力・技能等に即した作業内容を設定し、作業を通して物を育てる意欲を養い収穫のよろこび等を体験させる。収穫で得た収益は、一部利用者に還元し、その他いろいろな活動資金に充てる。(グループでの外出等) このことは、利用者の作業への励みや生活の楽しみとして役立っている。

- ・水耕栽培 (サラダ菜、フリルレタス、レッドリーフ、サンチュ等葉物野菜を中心の無農薬栽培)
- ・花卉ポット栽培 (バーベナ、日々草、ペチュニア、パンジー、ビオラ等の春・夏用の苗栽培)

Bグループ活動

リサイクル作業における作業工程を細分化して、利用者の能力に応じた工程作業の充実を図る。具体的な内容については、地域やその他公共施設等からアルミ缶を回収して、回収業者の買い取り可能な製品に仕上げる。また、作業工賃や販売で得た収益は、一部利用者に還元し、その他いろいろな活動資金に充てる。(グループでの外出等) このことは、利用者の作業への励みや生活の楽しみとして役立っている。

Cグループ活動

利用者の障がいの重度化・高齢化に対応したグループが、平成24年度に発足し3年が経過し、支援内容が定着しつつある。今後は、歩行訓練やリハビリ的な活動(機能訓練)を通して足腰の強化を図り、また、理学療法士による専門的なアドバイスを定期的を受け、利用者個々に応じたプログラムを作成し、介護予防に重点を置き活動していきたい。(健康体操、歩行訓練、園芸、趣味娯楽、個別プログラムによる機能訓練)

2. ワーク活動の支援

- ・タッパー、バリ取り、茶畑等

3. クラブ活動の支援

午後からの日課の中で、書道クラブ・音楽クラブを実施する。

4. レクリエーション活動の支援

生活に潤いを持たせるため、音楽を楽しむ会、健康体操、映画会、ボーリング、ゲーム等の活動を実施する。

5. 買物実習の支援

生活に必要な物品等、個人の趣味嗜好に応じた物品を購入することにより、金銭感覚を身につける。

6. 社会生活体験の支援

利用者の意向に沿った外出、地域行事への参加外出や個別で実施するお伴外出等、利用者で自己決定し実施する小グループで実施する各目的別の旅行等のサービスを提供し、社会体験の充実を図る。

7. 生活に関する支援

昼間において、各生活ブロックで朝の視診として、健康面や服装のチェック、食事及び間食、歯磨き及び排泄等の介助、機械入浴、洗濯物の整理、衣類管理における援助並びに相談や助言、その他必要な日常生活上の支援を行う。(自治会活動、訪問診療・健康観察、自活訓練、診療科別各種通院等)

8. その他の行事参加等

4施設交流会、相可小学校、特別支援学校現場実習、中学校福祉体験実習等

II. 施設入所支援 (暫定)

1. 日常生活支援

夕方から夜間、次の早朝において、利用者の障がい程度に応じた食事、歯磨きや排泄、定期排尿、入浴等の日常生活の介助と衣食住における環境整備(日曜日のシーツ交換等)、健康管理や生活上の不

安や悩みなどの個別相談等の充実を図る。

2. 余暇活動の支援

生活に張りを持たせるため、土曜日午前に華道クラブ、よさこいクラブ等のサービスを提供し余暇の充実を図る。

III. 短期入所及び日中一時支援

家庭の用事・病気などにより自宅での支援が難しい時に、一時的もしくは数日間施設で障がい程度に応じた食事及び間食や排泄等の日常生活の介助サービスや日中活動・夜間サービスを行う。

(個別支援計画)

2～3月	【モニタリング】 ・後期及び年間目標の評価の実施 ・新たな個別支援計画に向けてのアセスメントの実施及び課題分析 ・新たな個別支援計画の作成 → サービス担当者会議開催
3月第4日曜日	・三者懇談にて、個別支援計画の説明・同意・交付
8～9月	【中間見直し】 ・前期目標の評価・見直し ・個別支援計画の作成 → サービス担当者会議開催
9月第4日曜日	・三者懇談にて、個別支援計画の説明・同意・交付
2～3月	【モニタリング】 ・後期及び年間目標の評価の実施 ・新たな個別支援計画に向けてのアセスメントの実施及び課題分析 ・新たな個別支援計画の作成 → サービス担当者会議開催

※利用者が病院に入院するなど、その都度個別支援計画の見直しを行い適切な支援が提供されるように配慮する。また、病院を訪問し病院との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行う。

(各種会議)

- ・朝の打ち合わせ（毎日） 企画委員会（随時） 職員研修会（毎月第2火曜日）
- ・職員会議、パート職員会議、支援部会、給食委員会、セクション会議、リスクマネジメント委員会、虐待防止委員会（以上毎月）・サービス担当者会議、入所者選定委員会

グループホーム「みどりの丘」事業計画

I. 基本方針「たいせつにおもうこと（基本理念）」

II. 運営方針（具体的目標）

（1） 基本的生活習慣

一日の生活の中で、起床、着替え、洗面、排尿、排便、食事、入浴等の身辺処理が確実に実行でき、自立的な日課として習慣化することを目標とします。

（2） 職業生活、授産活動

なかま（利用者）同士やアシスタント（支援員、世話人）との関わりを大切にし、職場や風の丘等との連絡を密にし、職業人としての自覚を促し、本人自身に取っても満足する職業生活、授産活動や日中の活動ができるように支援します。

（3） 社会生活

一般社会人として職場、地域等の行事に積極的に参加し、地域社会の生活にとけ込めるよう支援します。

（4） 経済生活

年金や給料についても計画的な使い方を考え、小遣い帳の記帳、預金の仕方等についても自主的に行えるよう支援します。

（5） 健康管理

- ①早寝、早起きの規則正しい生活を習慣化するよう支援します。
- ②清掃に気をつけ、それぞれの持ち物の整理整頓を大切に出来るよう支援します。
- ③自発的に入浴、洗濯を行い、身の回りの清潔に気をつけるよう手伝います。
- ④栄養嗜好のバランスを考え、健康を維持する食事をとるよう手伝います。
- ⑤疾病の早期発見治療に努めます。
- ⑥手洗い、うがい施行により感染症予防の支援を行います。

（6） 交通安全と災害予防

- ①時間に余裕を持って通勤できるよう支援し、交通事故の予防に努めます。
- ②家の戸締り、火気の点検等については管理徹底します。
- ③家の夜間火災避難訓練を実施します。

（7） 余暇利用

個人的興味を深め、又心身の疲れを癒し有意義な余暇が送れるよう手伝います。

（8） 自主活動とプライバシーの確保

生活全般において、なかまの積極的な参加により自主的に運営できることを基本としますが、そのために個人のプライバシーが侵害されることのないよう注意します。

Ⅲ. 「みどりの丘」の日課

(平日)	起床	7:00
	朝食	7:30
	各自出勤	8:20
	～	
	入浴	17:00
	夕食	18:00
	団らん	20:00まで

〔日曜〕 〔祝日〕	起床	7:00
	朝食	7:30
	各自出勤	8:20
	及び自主活動～	
	昼食	12:00
	入浴	17:00
	夕食	18:00
	団らん	20:00まで

(各種会議)

世話人会、グループホーム運営委員会、

特定相談支援事業所プランツ事業計画書

I. 事業方針

1. 障がいをもつ当事者や障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜の供与及び、権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努める。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように努める。
3. 相談支援に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、特定の障がい福祉サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。
4. 多気・松阪管内在住の身体・知的・精神障がい者に対する地域の相談支援の拠点として、市町ならびに障がい福祉サービス事業所等との連携を図り、常に利用者等の立場に立って、当事者が望む地域生活を実現する。

II. 事業概要

相談支援事業を通し、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。

III. 利用対象者

- ・障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者
- ・障がい福祉サービスを利用するすべての障がい児

IV. 事業内容

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「特定相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

計画相談支援の提供

- ①サービス等利用計画の作成
- ②モニタリングの実施
- ③利用者負担額等の受領事務
- ④支援費請求事務
- ⑤利用者からの相談
- ⑥苦情処理に関する業務
- ⑦事業統計作成

V. 事業所名及び所在地

特定相談支援事業所プランツ 三重県多気郡多気町相可字風子 1860-2

VI. 従業員等の予定人員

・相談支援専門員 1名（常勤専従）

VII. 利用者の推定数及び通常の事業地域内・近隣地域からの利用

（地域内）20名（新規 5名、継続 15名） （地域外）20名（新規 5名、継続 15名）